



情報マネジメントシステム

I M S 認証機関の認定に関わる料金

JIP-IMAC610-2.5

2014年7月14日

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号
六本木ファーストビル内
Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564
URL <http://www.isms.jipdec.or.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

改版履歴

版数	制定／改訂日	改訂箇所（改訂理由）	備考
1.0	2002.4.1	初版	
1.1	2002.4.23	納入時期説明の備考追加	
1.2	2002.10.1	備考2-3条件追記、表紙・改版履歴追加、誤記訂正	
1.3	2003.6.2	フォローアップ審査の表示追加 7.特別審査料金追加 8.再認定料金追加 注記5.審査料請求時期関連追加 注記6.認定登録証再発行関連追加 備考1-2修正	
1.4	2004.10.1	消費税込み表示追加に伴う構成変更 注記5追加、目次追加 料金の改定はなし	本版より公開
1.5	2006.6.1	3.1(3)、備考2：事業者数リンク登録維持料改定 3.備考1：年収リンク登録維持料の年収の説明追加	
2.0	2007.4.1	ITSMS認証機関認定の追加とそれに伴う文書名の変更、事業者数リンク登録維持料の改訂、移動対価削除の改訂、審査登録⇒認証の表示変更	
2.1	2008.11.12	6.1(2)注記6：海外審査の審査付帯費用内訳を明記、用語の変更、誤記訂正	
2.2	2010.3.15	BCMS認証機関認定の追加	
2.3	2011.2.1	組織数リンクの登録維持料の削除	
2.3a	2011.4.1	協会名称の変更	
2.3b	2011.12.26	協会住所、電話・FAX番号の変更	
2.4	2014.4.1	消費税率変更に対応	
2.5	2014.7.14	<u>CSMS認証機関認定の追加</u>	

目 次

1. 目的
2. 初回認定申請・審査・登録
 - 2.1 料金
 - 2.2 納入時期
3. 認定登録維持
 - 3.1 料金
 - 3.2 納入時期
4. サーバイランス（定期維持審査）
 - 4.1 料金
 - 4.2 納入時期
5. 更新申請・審査・登録
 - 5.1 料金
 - 5.2 納入時期
6. 特別審査・拡大認定登録
 - 6.1 料金
 - 6.2 納入時期
7. 再申請による認定審査・登録
8. 認定登録証の再発行
 - 8.1 料金
 - 8.2 納入時期

附属書A ISMS、ITSMS、BCMS又はCSMS認証機関として追加認定する場合

1. 目的

この文書は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 情報マネジメント推進センター（以下、本協会という）が ISMS、ITSMS、BCMS 又は CSMS 認証機関を認定する場合の、認定申請、登録及び維持に関わる料金について定めたものである。ISMS、ITSMS、BCMS 及び CSMS のうち、2種類以上のマネジメントシステムの認定に関わる場合の料金は附属書Aによる。

2. 初回認定申請・審査・登録

2.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	400,000 円	432,000 円
(2)	基本審査料	800,000 円	864,000 円
(3)	審査料：単価 (申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	20,000 円 ／人・時間	21,600 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（注記 6 参照） 交通費・宿泊費		本協会の規定による
(5)	登録料	1,000,000 円	1,080,000 円

2.2 納入時期

(1)(2)は申請受理後納入する。(3)(4)は審査終了後納入する。(5)は認定登録決定後納入する。

3. 認定登録維持

3.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	基本登録維持料	200,000 円／年	216,000 円／年
(2)	年収リンク登録維持料（備考 1 参照） ：当該機関の認証業務に関わる年収による		
	①年収が 5 億円以下の場合	年収の 1.5%+消費税 但し、年収リンク維持料の最低額は、年間 700,000 円（消費税込み 756,000 円）とする。	
	②年収が 5 億円を超え 10 億円以下の場合	7,500,000 円+年収のうち 5 億円を超える額の 1.125%+消費税	
	③年収が 10 億円を超える場合	13,125,000 円+年収のうち 10 億円を超える額の 0.75%+消費税	

3.2 納入時期

- (1)は1年毎のサーベイランス時又はこれに相当する時期に納入する。
- (2)は備考1による。(3)は備考2による。

備考1. (年収リンク登録維持料)

- 1) この維持料は、当該機関の事業年度終了後90日以内に納入する。
- 2) この維持料は、ISMS、ITSMS、BCMS又はCSMS認証業務に関する当該機関の前年度の年収に基づいて算出して請求する。
- 3) 初回認定年度の収入は、認定された月から当該機関の年度末までの認証業務に関する収入を使用する。
なお、初回認定年度における年収リンク登録維持料の最低額は、認定された月から数えて当該機関の年度末までの月割りで計算する。
- 4) 当該機関の認証に直接関与する業務の遂行のために支払った交通費実費・宿泊費は年収から控除する。

4. サーベイランス（定期維持審査）

4.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価 (事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	20,000 円 ／人・時間	21,600 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（注記 6 参照） 交通費・宿泊費		本協会の規定による

4.2 納入時期

審査終了後納入する。

5. 更新申請・審査・登録

5.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	400,000 円	432,000 円
(2)	基本審査料	800,000 円	864,000 円
(3)	審査料：単価 (申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	20,000 円 ／人・時間	21,600 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（注記 6 参照） 交通費・宿泊費		本協会の規定による
(5)	登録料	1,000,000 円	1,080,000 円

5.2 納入時期

(1)(2)は申請受理後納入する。(3)(4)は審査終了後納入する。(5)は登録維持決定後納入する。

6. 特別審査・拡大認定登録

6.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価	20,000 円 ／人・時間	21,600 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（注記 6 参照） 交通費・宿泊費		本協会の規定による
(3)	拡大認定登録料	200,000 円	216,000 円

6.2 納入時期

(1)(2)は審査終了後納入する。(3)は拡大認定登録決定後納入する。

7. 再申請による認定審査・登録（認定取消後、再度認定申請する場合）

初回認定申請・審査・登録と同様とする。

8. 認定登録証の再発行

8.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	認定登録証の再発行手数料	3,000 円	3,240 円

8.2 納入時期

登録証受領後納入する。

備考：初回認定登録、更新登録及び拡大認定登録の場合は各登録料に含まれる。

注記 1. 上記の消費税込料金は8%の消費税を含めたものを表示している。但し、年収リンク登録維持料の料金は計算後消費税を加算する。

2. 上記の各料金は、改訂することがありうる。申請にあたっては最新版を確認のこと。
3. 通訳料は当該認証機関の負担とする。
4. 審査が本協会の年度に跨る場合、審査料は原則として年度毎に請求する。
5. 振込み手数料は、振込み側にて負担するものとする。
6. 海外での審査の場合、審査付帯費用として、交通費・宿泊費のほかに移動対価及びその他経費を請求する。
 - 1) 移動対価は、航空機による往復の飛行時間が12時間以上の場合、下記により12時間分の移動対価を請求する。
移動対価 = 12時間 × 時間単価（往復）
時間単価は 16,000 円 とする。
 - 2) その他経費として請求する支出項目は、査証取得料、海外傷害保険料、空港使用料・空港税、予防接種費、通信費等、海外での審査業務に必要な諸経費とする。

附属書A ISMS、ITSMS、BCMS 又はCSMS認証機関として追加認定する場合

本協会が、既にいずれかのマネジメントシステムの認証機関として認定している機関を、未認定のマネジメントシステムに関して追加認定する場合の料金は下記とする。下記記載以外は本文による。

2. 初回認定申請・審査・登録

追加の認定に対する、初回認定申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

2.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	申請料	200,000円	216,000円
(2)	基本審査料	200,000円	216,000円
(3)	審査料：単価 (申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	20,000円 ／人・時間	21,600円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記6参照） 交通費・宿泊費	本協会の規定による	
(5)	登録料	200,000円	216,000円

3. 認定登録維持

認定登録維持に関わる料金は下記とする。

3.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	基本登録維持料（マネジメントシステム毎）	200,000円／年	216,000円／年
(2)	年収リンク登録維持料（下記備考1参照） ：当該機関の認証業務に関わる年収による	本文と同様とする。 但し備考1は下記とする。	

備考1.（年収リンク登録維持料）

- 1) この維持料は、当該機関の事業年度終了後90日以内に納入する。
- 2) この維持料は、認定されているマネジメントシステムの認証業務に関わる当該機関の前年度の年収の合計に基づいて算出したものを請求する。
- 3) 初回認定年度の収入は、認定された月から当該機関の年度末までの認証業務に関わる収入を使用する。
なお、年収として既に認定されているマネジメントシステムとの合計を使用するので、初回認定年度における年収リンク登録維持料の最低額の月割りは適用されない。
- 4) 当該機関の認証に直接関与する業務の遂行のために支払った交通費実費・宿泊費は年収から控除する。

4. サーベイランス（定期維持審査）

サーベイランスに関わる料金は下記とする。

4.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価 (事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	20,000 円 ／人・時間	21,600 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（本文注記 6 参照） 交通費・宿泊費		本協会の規定による

5. 更新申請・審査・登録

更新申請・審査・登録に関わる料金は下記とする。

5.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	申請料（備考 1）	200,000 円	216,000 円
(2)	基本審査料（備考 1）	200,000 円	216,000 円
(3)	審査料：単価 (申請書類審査、事務所審査、立会審査、フォローアップ審査等)	20,000 円 ／人・時間	21,600 円 ／人・時間
(4)	審査付帯費用（本文注記 6 参照） 交通費・宿泊費		本協会の規定による
(5)	登録料	200,000 円	216,000 円

備考 1. 追加で認定したマネジメントシステム毎に適用する。最初に認定したマネジメントシステムは本文 5 による。

6. 特別審査・拡大認定登録

BCMS における事業分野拡大のための特別審査・拡大認定登録に関わる料金は下記とする。

6.1 料金

No	項目	料金	消費税込料金
(1)	審査料：単価	20,000 円 ／人・時間	21,600 円 ／人・時間
(2)	審査付帯費用（本文注記 6 参照）		
	交通費・宿泊費		本協会の規定による
(3)	拡大認定登録料	200,000 円	216,000 円